



# お知らせ

## 市営住宅「申込みのしおり」配布

**配布期間** 2月4日(水)～18日(水)

**配布場所** 淀川区役所1階

区役所で申込みの受付はおこなっておりません。

**問合せ** 大阪市住まい公社

☎6882-7024



## えがお咲く 明るいなにわは 防火から

3月1日～7日の間、「平成27年春の火災予防運動」を実施します。ご家庭での火災予防に努めましょう。

●暖房器具などで衣類を乾燥させていませんか？

●燃えやすい物を家の周りに置いていませんか？

**問合せ** 淀川消防署(予防担当)

☎6308-0119

## 児童扶養手当と公的年金給付等との併給制限の見直し

①公的年金給付等を受給できる場合でも、年金額が児童扶養手当を下回る時にはその差額分の手当が支給されることになりました。平成26年12月1日時点で支給要件に該当する方は、平成27年3月31日までに申請が必要です。

②現在、児童扶養手当の額が障がい年金の子の加算額よりも高いため児童扶養手当を受給されている方は、障がい年金の子の加算の受給手続き等をおこなう必要があります。

手続きの詳細は、こども青少年局ホームページにて

**大阪市 児童扶養手当**

**問合せ** 保健福祉課(子育て支援)

2階23番 ☎6308-9423

## 各種福祉手当の支給

●特別障がい者手当・障がい児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護が必要な方に(ア)特別障がい者手当(20歳以上)(イ)障がい児福

祉手当(20歳未満)を支給します。ただし、3か月以上入院している方((ア)のみ)や施設に入所している方は除きます。

●特別児童扶養手当

対象は、政令で定める程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)、または父母に代わる方(児童と同居・監護し、生計を維持していること)に特別児童扶養手当を支給します。

**問合せ** 保健福祉課 3階32番

☎6308-9857

## 十三駅周辺、放置自転車の休日撤去をスタート!



阪急十三駅周辺は、たくさんの飲食店やショップが立ち並び、たいへん活気のある場所です。しかし、放置自転車や違法駐輪が多く、歩行者や緊急車両の妨げとなっています。

調査結果によると、平日の放置自転車は減少しているものの、休日は依然として多くの自転車が放置されています。今後は放置自転車の撤去を、休日も実施します。

駅周辺は終日駐輪禁止です。必ず駐

輪場へとめてください。また近距離は自転車の利用を控えるなど、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

**問合せ** 市民協働課 4階41番

☎6308-9743

## 1月号のお詫びと訂正

広報誌「よどマガ!」1月号の誌面において、誤った表記がございました。謹んでお詫びし、再発防止に努めます。

**【主な内容】**

防災特集「神崎川流域合同防災訓練」内(誤)1分間に30回ダヨ!

(正)1サイクルに30回ダヨ!

※詳しい内容は、区ホームページにて。

**問合せ** 政策企画課 5階51番

☎6308-9404



## 市税の納期限

固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は、3月2日(月)です。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。

**問合せ** 梅田市税事務所

☎4797-2957(土地)、2958(家屋)

償却資産は、船場法人市税事務所

☎4705-2941

## 所得税・復興特別所得税、個人市・府民税の申告が始まります

**【所得税・復興特別所得税の確定申告】**

※各会場へは、電車・バスをご利用ください。

●申告会場

東淀川税務署 (淀川区木川東2-3-1)	2/16(月)～3/16(月) ※土曜日・日曜日を除く	9:15～17:00
-------------------------	--------------------------------	------------

※受付は混雑状況等により早めに(16時頃)締め切る場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

●還付申告センター

JR北新地駅前会場(地下歩道)	2/3(火)～2/27(金) ※土曜日・日曜日・祝日を除く	9:30～16:00
-----------------	----------------------------------	------------

●広域申告センター

JR北新地駅前会場(地下歩道) 天王寺会場(天王寺ミオ12階)	2/22(日)・3/1(日)	9:15～17:00
------------------------------------	----------------	------------

**【市・府民税の申告】**

市・府民税の申告義務がある方は市・府民税の申告をしてください。所得税・復興特別所得税の確定申告をされた方は不要です。

**期間** 2月16日(月)～3月16日(月) ※2月16日から1週間程度及び3月16日は大変混み合いますのでご留意願います。

●申告会場

梅田市税事務所 (北区梅田1-2-2-700大阪駅前第2ビル7階)	9:00～17:30(金曜日は19:00まで) ※土曜日・日曜日は除く
--------------------------------------	--

●臨時申告会場

淀川区役所 6階(601・602会議室)	9:00～17:30(金曜日は19:00まで)
----------------------	-------------------------

※臨時申告会場への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。☆申告書は郵送でも提出できます。

**問合せ** 所得税・復興特別所得税:東淀川税務署 ☎6303-1141

市・府民税:梅田市税事務所課税担当(市民税等グループ) ☎4797-2953

## 【大阪市総合コールセンター】

市の制度や手続き、イベント情報、夜間・休日緊急のご案内などは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」まで。  
☎4301-7285 ☎6644-4894(8:00～21:00 年中無休) <http://www.osaka-city-callcenter.jp/>

## 【市政・区政へのご意見はお気軽に】

政策企画課  
☎6308-9683 ☎6885-0534